

「茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]（案）」に関する意見募集結果について

No.	意見該当箇所	意見要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>第2章 実態調査</p> <p>1 学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査</p> <p>2 ケアラー実態調査</p>	<p>実態調査の回答数の単位が団体（学校、団体、支援機関）よりもケアラーの実数及び地区ごとに明確にした方が実態が読み取りやすい。また、調査の全国比較がないと、今行っている福祉サービスの提供にとどまってしまう。</p>	<p>今回は、学校や当事者団体、支援機関などに組織として代表の方から回答していただいたものを回答数としています。ケアラー本人にも別途、質問項目の異なる調査を依頼しており、P.18の①当事者（ケアラー本人）として回答数を整理しています。</p> <p>また、地区ごとに明確にした方がよい旨の御意見をいただきましたが、今回の調査は、県としての傾向を見ることを目的としたものであるため、ご理解をいただければ幸いです。</p> <p>御意見の調査の全国比較については、都道府県によって実施の有無や設問内容も異なりますので、難しい面はありますが、今後の調査項目の設定や福祉サービスの検討に他県比較の視点をもって、取り組んでまいります。</p>
2	<p>第3章 ケアラー支援における課題</p>	<p>3つの課題（①早期発見・早期把握、②支援へのつなぎ、③状況に応じた適切な支援）について、相談件数等の統計結果が必要と思う。</p>	<p>御意見の統計結果については、今回実施したケアラー実態調査において、相談件数、相談内容についてお尋ねする項目がありますので、別途、ケアラー実態調査報告書として整理し、公表を予定しております。</p> <p>また、支援機関を対象としたアンケートにおいて、「支援が必要なケアラーの早期発見と相談支援」がケアラー支援として必要との回答が多かったことなどは、P.29にグラフとして掲載しております。</p>
3	<p>第5章 基本方針に基づく施策の展開</p> <p>1 認知度向上・理解促進</p>	<p>ヤングケアラーは、全員が必ずしも支援が必要な子どもとは限らず、子ども自身が「自分のことをヤングケアラーと公表したいかどうか」と「支援を受けるかどうか」は別のことのように思う。重要なのは「本人が望んだ支援を受けられること」であり、「自分はヤングケアラーである」という自覚をしていなくても、支援につながることはできると思う。</p> <p>「自身に支援が必要だ」という認識がない子どもでも気軽に窓口を利用できることや、周囲の大人と話ができることが理想的だと思う。</p> <p>また、「ケアラーによる自発的な相談を促進」するより、「周囲の気づきを促進」する方が望ましいと思う。</p>	<p>ヤングケアラーを支援につなげていくためには、子ども自身がヤングケアラーであることを自覚することと、まわりの大人がヤングケアラーに気づくことの両方の理解が進むことが効果的と考えます。</p> <p>このため、「ケアラーにおける自覚と自発的な相談の促進(P.38)」や「県民全体における認知度向上・理解促進(P.38)」の各取組において、ヤングケアラーによる自発的な相談はもとより、周囲の大人がその存在に気づきやすくなるような啓発に努めてまいります。</p>